

○国立大学法人お茶の水女子大学附属高等学校いじめ防止基本方針

〔 令和 6 年 3 月 27 日 〕
〔 制 定 〕

この方針は、国立大学法人お茶の水女子大学いじめ防止のための基本方針のⅡ-1に基づき、附属高等学校のいじめに関する方針について定める。

1 基本方針

広い視野と確かな見方・考え方を持つ生徒、自主・自律の精神を備え他者と協働することのできる生徒を育てる、との教育目標に沿って、自他共に尊重しながら人間関係を築くことのできる生徒を育て、いじめのない学校の実現を目指す。

2 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条に定めるものをいう。

3 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは人権侵害である」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切であり、いじめを絶対に許さない学校の姿勢を示していく。
- (2) いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していく状況を作り、いじめ根絶の意識を醸成する。
- (3) 教職員全員で、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努め、いじめに関する情報の共有と指導により、早期発見に努める。いじめを発見した場合には、学校全体として速やかな対応を行う。
- (4) 生徒が相談しやすい状況を維持していくため、スクールカウンセラー、保護者、お茶の水女子大学、附属学校園及び関係機関等との連携を強化し、多くの人々と協力体制を築いていく。

4 学校及び教職員の責務

すべての教育活動を通じ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめのない学校生活を維持していく。いじめが発生した場合には、関係機関等との連携を図り、適切かつ迅速に対応する。

5 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止、いじめの早期発見に努めるための基本方針を策定し、情報の共有を図る。さらに、いじめ発生時の対処全般に関する措置を組織的に行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止に関すること
- いじめの早期発見に関すること
- いじめ事案への対策・対応に関すること
- いじめ防止計画の策定に関すること
- いじめ防止への取組・いじめ事案への対応等の検証、国立大学法人お茶の水女子大学附属高等学校いじめ防止基本方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)等の見直しに関すること
- いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)への対処に関すること
- その他のいじめ問題に関すること

ウ 会議

年間3回程度開催し、いじめ事案発生時は緊急開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、総務部長、教務部長、指導部長、学年担当(担任)、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が発生した際、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、対策・対応を協議し、関係生徒・保護者に対して必要な支援を行うことを目的とする。また、各関係機関等と連携を図り、いじめ問題の早期解決を目指す。

イ 所掌事項

いじめ問題発生時における必要な対策・対応・支援に関すること。

ウ 会議

いじめ問題発生時に任意に開催する。

エ 委員構成

警察関係者（スクールサポーター）、P T A会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他校長が必要と認める者

6 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 全校集会や学年集会等の時間を活用し、生徒に対していじめのない学校づくりを常に発信・啓発し、互いの人格を尊重する精神の育成を図る。

イ 担任は、特別活動の時間等を活用し、学級内の生徒の様子を観察するとともに、気にかかる生徒への声掛け等を積極的に行う。

ウ 担任は、特別活動の時間等を活用して、各学年の計画に基づき、いじめ防止に関する内容の啓発を適時に実施する。

エ 全教職員が、校内研修や職員会議を通していじめに関する共通理解を図り、組織的に対応する。

オ 指導部は、自治会等を通じて、自治会総会等の時間を活用した生徒による自発的ないじめ防止に関する活動が行える体制を確立する。

(2) 早期発見のための取組

ア 年に2回程度「学校生活に関するアンケート」を実施し、生徒の状況把握に努める。

イ 1年生の早い段階で、スクールカウンセラーと生徒との距離を近くするような取組を入れる。

ウ 担任は、学期に1回程度、二者面談を実施し、生徒の状況を把握するとともに、必要に応じて、三者面談を行うなど、生徒の状況把握に努める。さらに、学年会や教員会議等を通して、教員全体における情報の共有を図る。

エ 校内巡回等を通じた生徒の状況把握・観察を隨時実施する。

オ 「いじめ・ハラスメント等人権アンケート」による状況把握を年に1回程度行う。

カ 生徒状況についての報告を学年会や企画運営委員会・教員会議等にて共有

する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 発見された事案に関して、いじめ防止対策委員会による会議を開催し、情報を共有する。あわせて、必要に応じて学校サポートチームによる会議を開催し、被害生徒・保護者への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確化する。
- イ スクールカウンセラーを活用し、被害生徒の安全を第一優先とした心理的ケアを含めた対応を行う。
- ウ いじめ防止対策委員会・学校サポートチームが中心となり、加害生徒・保護者への組織的・継続的な指導及び観察を徹底する。また、必要に応じ、スクールカウンセラーを活用していく。
- エ 関係周辺生徒等への安全を確保するために、教員同士の情報共有を図るとともに、生徒の状況把握に努める。同時に保護者等との緊密な連携を図る。
- オ ワークシート等の活用により、関係周辺生徒への適切な指導を行う。
- カ 事案発見時に、学校で定めた「いじめ防止マニュアル」を参照し、取組にあたるとともに、学校で定めた「いじめ防止対策チェックリスト」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」(文部科学省)を活用して取組状況を確認する。
- キ いじめ発見時の即時対応のために、通常業務を停止できるものとする。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の心的ケアを最優先にし、最悪のケースを回避するための校内体制を構築する。同時に、保護者との連絡を密にし、積極的に状況を把握する。
- イ スクールカウンセラーや関係機関等との連携を図り、関係生徒の面談や情報交換を積極的に行える体制を構築する。状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関等を含めた授業観察等を実施する。
- ウ 加害生徒の状況を把握するため、家庭訪問等を実施し、加害生徒への指導体制を構築する。
- エ 保護者との連携を図りながら、被害生徒の状況に応じた指導体制を構築する。

(5) 調査委員会の設置

学校が重大事態の調査組織の主体となる場合には、いじめ防止対策推進法及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則った組織を設置する。

7 教職員研修計画

- (1) 全教職員が、いじめ問題に関する共通認識・共通理解を図り、それぞれの役割と責任に応じた主体的な行動をとれるようとするため、毎学期、いじめに関する校内研修会を実施し、教職員の意識向上を図る。
- (2) 人権教育研究協議会等外部団体が主催する校外の研修会に積極的に教員を派遣し、校内研修等を活用した報告会等を実施する。

8 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 校内での相談体制について、スクールカウンセラー便り、ホームページ等により継続的に情報発信を行う。
- (2) P T Aとの連携を強化し、保護者会等を活用した情報提供を積極的に行い、理解・協力を依頼する。
- (3) 保護者との連携を密にし、学校との相談が行いやすい環境を整える。
- (4) いじめ防止対策推進法第9条に定める、保護者の責務（児童等に対していじめを行わない規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることをいう。）について、保護者への周知を図る。

9 関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 日頃から関係機関や団体等との連携を図り、学校外の人材を積極的に活用できる体制を構築する。
- (2) 効果的な指導等を行うため、警察・児童相談所等との連携を図り、必要に応じて協力・支援を得ながら対応・対策を検討する。
- (3) 状況に応じて警察への通報を積極的に行い、共同での指導体制を構築する。

10 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) チェックシート等を活用し、取組の実施状況等を評価するとともに、いじめ防止対策委員会を中心に、いじめ防止基本方針の検証を行い、次年度以降の改善につなげる。
- (2) 生徒・保護者への学校評価アンケート等を通して、いじめ防止対策への評価を実施し、次年度以降の取組に反映させる。
- (3) 外部関係機関等からの指導・助言を積極的に次年度への対策へ活用していく。
- (4) 学校で定めたいじめ防止マニュアル及びいじめ防止対策チェックリストは、

年に 1 回見直しを行い、必要に応じて改訂する。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 7 年 8 月 5 日から施行する。